平成30年11月16日(金) 10時30分~ 奈良県庁第一応接室

奈良県税制調査会 意見交換会 資料(3)

地方法人課税の偏在是正について

奈良県



目次

1.	「地方法人課税の偏在是正について」(政府要	望)	•••••	••••••	2
2.	与党税制改正大綱(抜粋)•奈良県税制調査会	会の提言	(抜粋)		3
3.	「平成31年度税財政等に関する提案」(抜粋)	(全国知	事会)	••••••	4
4.	参考資料				
	(1)人口一人当たりの税収		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		5
	(2)地方法人課税の偏在是正変遷	•••••	•••••		6
	(3)法人課税の概要				7
	(4)地方法人特別譲与税による影響額				8
	(5)地方法人課税に関する検討会(総務省)	•••••			S

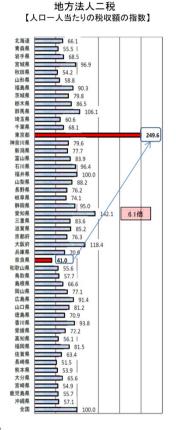
1. 「地方法人課税の偏在是正について」(政府要望)

地方法人課税の偏在是正について

現状と課題

【担当省庁】総務省

- 〇 人口一人当たりの<mark>税収の偏在</mark>(最大/最小)の現状を平成28年度決算額ベースで見ると、地方税全体でも2.4倍の格差があり、地方法人二税については6.1倍の格差がある。他府県と比較して法人数が少なく、特に大企業が少ない奈良県が地方法人二税に関する人口一人当たりの税収最下位であり、全国平均の半分以下となっている状況である。
- 〇 このような状況の下、平成30年度与党税制改正大綱(H29.12.14)では、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえ検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。」とされている。
- 〇「誰もが希望を持てる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見」(H30.5.25地方財政審議会)においても、「地方税源の偏在是正に向け、既に講じられている地方法人課税の偏在是正措置に加え、新たに技本的な取組が必要である。」「消費税率10%段階においては、地方法人特別税・譲与税が廃止され、法人事業税に復元されること等も踏まえつつ、偏在度が大きい地方法人課税における偏在是正の新たな方策について、平成31年度税制改正に向けて検討することが必要である。」とされている。



○ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(H30.6.15閣議決定)においても、 「地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、 平成31年度税制改正において結論を得る。」とされている。

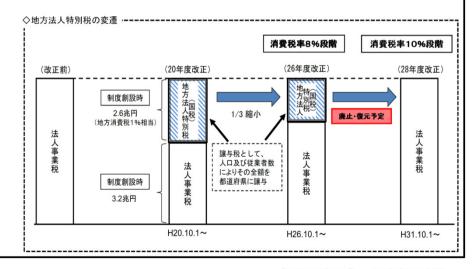
国にお願いすること(具体的提言)

○ 経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の 財政力格差は再び拡大する傾向にある。地方交付税の不交付団体において は、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。

このように偏在性の小さい地方税体系がいまだ構築されているとは言えない状況の下、地方法人特別税・譲与税を廃止することは時期尚早であり、その存置や、譲与基準の見直しなどにより偏在是正効果を高める方向でのあり方を見直されたい。

他方で、国際的租税競争等による国・地方を通じた法人実効税率を巡る今後の議論次第では、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を更に進めることも一つの選択肢であり、これらを考慮に入れた上で、平成31年度税制改正において適切な結論が得られることをお願いしたい。

(注)「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築がなされるまでの間の措置」 として、平成20年度に地方法人特別税・譲与税制度が創設された。



【県担当部局】 総務部税務課

2. 与党税制改正大綱(抜粋)・奈良県税制調査会の提言(抜粋)

平成30年度与党税制改正大綱(抜粋)

- 第一 平成30年度税制改正の基本的考え方
- 3 地域社会を支える地方税財政基盤の構築
- (3)都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築 ~略~

近年、経済再生への取組みにより地方税収が全体として 増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向 にある。地方交付税の不交付団体においては、財源超過額 が拡大し、その基金残高も大きく増加している。一方、交付団 体においては、臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳し い財政運営が続いている状況にある。

地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、 税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、 都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、 都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも 不可欠である。このためには、**偏在性の小さい地方税体系** の機等に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

平成30年度税制改正を踏まえて(提言) 奈良県税制調査会(抜粋)

<地方税源の偏在是正について>

~略~

人口一人当たりの税収の偏在(最大/最小)の現状を平成28年度決算速報値ベースで見ると、地方税全体でも2.4倍の格差があり、地方法人二税については6.1倍の格差がある。なお、他府県と比較して法人数が少なく、特に大企業が少ない奈良県が地方法人二税に関する人口一人当たりの税収最下位であり、全国平均の半分以下となっている状況である。

そして、与党税制改正大綱が指摘するとおり、**経済再生への** 取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の財 政力格差は再び拡大する傾向にある。地方交付税の不交付団 体においては、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増 加している。

このように偏在性の小さい地方税体系がいまだ構築されているとは言えない状況の下、地方法人特別税・譲与税を廃止することは時期尚早であり、その存置や、譲与基準の見直しなどにより偏在是正効果を高める方向でのあり方の見直しが検討課題となる。

他方で、国際的租税競争等による国・地方を通じた法人実効 税率を巡る今後の議論次第では、法人住民税法人税割の地方 交付税原資化を更に進めることも一つの選択肢であり、これら を考慮に入れた上で、平成31年度税制改正において適切な結 論が得られることを期待したい。

2 平成30年度与党税制改正大綱に基づく地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置

大都市圏の都府県からは、本来、地方税の充実によって対応すべきとの意見もあるが、今後も地方分権改革を進め、さらなる地方税の充実を目指すためには、地方税の充実そのものが財政力格差拡大の要因とならないよう、税源の偏在性が小さい地方税体系の構築は避けては通れない課題である。税源自体の偏在に歯止めがかからない以上、新たな偏在是正措置を講じない限り、大半の地方団体において、地方税などの財源確保には限界があり、国庫補助金等の国の財政支援に過度に依存せざるを得ない財政構造となるが、地方分権・地方自治を進める観点からも、こうした財政構造は適切ではない。

したがって、都市と地方が支え合う社会の構築に向けて、特に偏在が大きくなっている地方法人課税について、新たな偏在是正措置を講じることにより、偏在性が小さい地方税体系を構築すべきである。その際には、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面もあることなどの地方法人課税の意義や、都市も地方も各地域がそれぞれの役割を果たしていくことが重要であることから、大都市部及び地方部の行財政需要や各地域の活力の維持、向上にも配慮しながら、今後の地方税及び地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討が必要である。

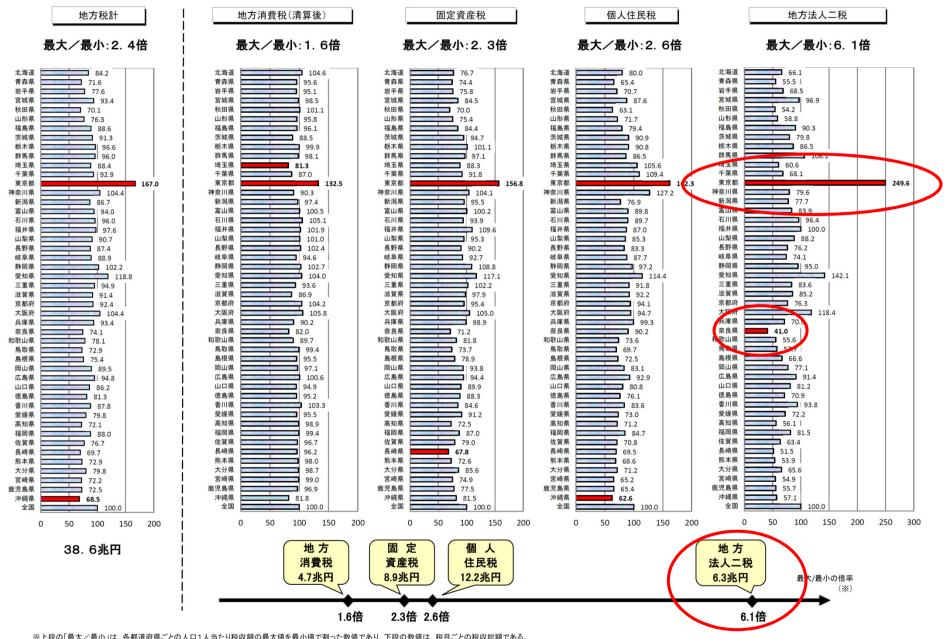
また、そもそも、人口や大企業などの税源そのものが東京などの大都市に集中する我が国の社会構造を抜本的に是正することが根本として重要であり、政府においては、地方法人課税における偏在是正措置の検討にとどまらず、東京一極集中の是正に向けた地方創生の取組みをより強力に加速化させることを強く要請する。

今回の地方法人課税の新たな偏在是正措置により生ずる財源については、都市と地方が支え合う持続可能な社会の構築に向けて、地方財政計画に必要な歳出を計上するなど実効性のある偏在是正措置となるようにすべきである。

<u>(注:東京都は、本来、税収格差の是正は、国から地方への税源移譲により地方税を拡充する中で行う</u> <u>べきと強く主張した。)</u>

4. 参考資料 (1) 人口一人当たりの税収

地方法人課税に関する検討会資料

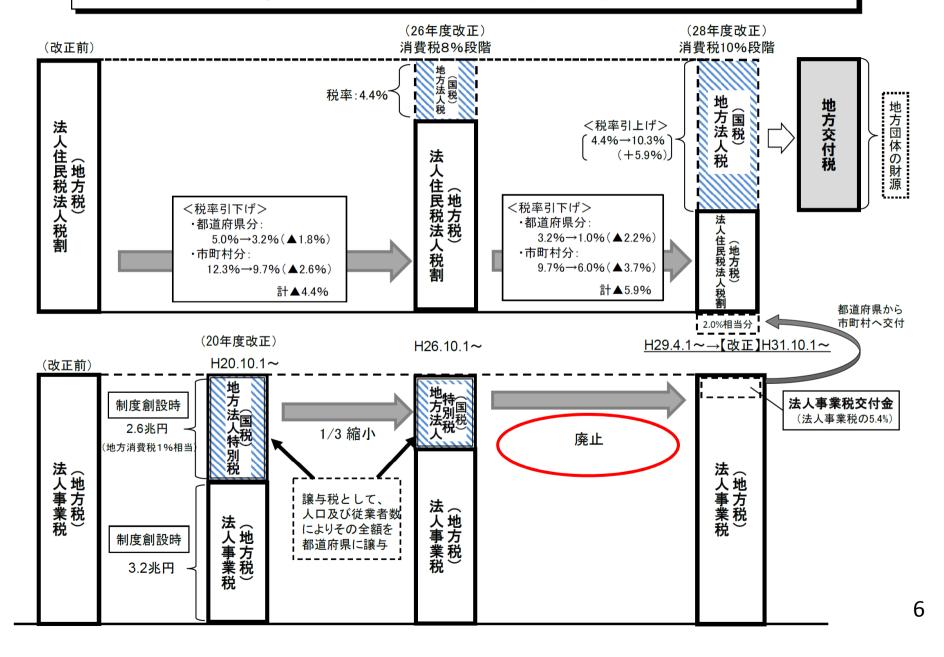


※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。 ※地方消費税については、平成28年度決算における清算前の税収を、平成28年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値である。

4. 参考資料 (2) 地方法人課税の偏在是正変遷

地方法人課税に関する検討会資料

消費税率の引上げと地方法人課税の偏在是正



法人課税の概要

法人税 (国)

※ 税収の33.1%は地方交付税の原資

所得

× 23.2% =

12. 2兆円

地方法人税 (国)

※ 税収の全額が地方交付税の原資 法人住民税法人税割の一部を国税化したもの

4.4% $(\mathfrak{I} \sim 10.3\%)$

0. 7兆円

法人住民税 (県・市)

2. 6兆円

法人税割

均等割

3.2% (31~ 1.0%)

9.7%

1. 6兆円

0. 5兆円

 $(3) \sim 6.0\%$

0. 6兆円

【資本金1億円超の普通法人】 所得割

所得

3.6%

×

1.5兆円

1. 2兆円

法人事業税 (県)

> 6. 1兆円 (2.0%円)

※()内は地方法人特別税(内数)

付加価値割 外形標準 課税

付加価値額 (収益配分額+単年度損益)

資本金等の額

1. 2%

0.5%

0. 7兆円

【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】

所得割

所得

× 9.6% 2. 3兆円

【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】

収入割

収入金額

1.3%

0. 3兆円

※ 地方法人税、法人住民税(県・市)の()内の税率は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

[※] 税収はH30収入見込額。なお、端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。

平成28年度 地方法人特別譲与税による影響額実績

- ※地方法人特別税は、平成28年2月から平成29年1月までに国に払い込まれた額。
- ※地方法人特別譲与税は、平成28年度5月、8月、11月、2月期の譲与額の合計。

(単位·億円)

都道府県	地方法人特別税	地方法人 特別譲与税	増減
A	Α	В	B-A=C
北海道	488	729	242
青森県	99	175	76
岩手県	124	176	52
宮城県	313	322	8
秋田県	76	139	63
山形県	84	156	72
福島県	261	261	1
茨城県	328	395	66
栃木県	252	272	20
群馬県	326	278	▲ 49
埼玉県	583	903	321
千葉県	616	762	146
東京都	4, 481	2, 327	▲ 2, 155
神奈川県	991	1, 172	180
新潟県	262	324	62
富山県	130	154	25
石川県	166	166	▲ 0
福井県	127	114	▲ 13
山梨県	117	116	▲ 0
長野県	223	294	71
岐阜県	216	280	64
静岡県	521	527	6
愛知県	1, 669	1, 094	▲ 575
三重県	214	254	39

			(単位:18円)
都道府県	地方法人特別税	地方法人 特別譲与税	増減
	А	В	B-A=C
滋賀県	161	193	32
京都府	262	361	99
大阪府	1, 423	1, 298	▲ 125
丘庫県	528	730	202
奈良県	91	166	75
和歌山県	71	128	58
鳥取県	46	78	32
島根県	69	96	27
岡山県	202	262	60
広島県	363	400	37
山口県	164	191	28
徳島県	75	103	28
香川県	140	138	▲ 2
愛媛県	139	188	49
高知県	57	98	41
福岡県	569	699	131
佐賀県	76	114	38
長崎県	95	186	91
熊本県	132	238	106
大分県	110	159	48
宮崎県	86	150	63
鹿児島県	131	224	93
沖縄県	120	187	67
合計	17, 776	17, 776	0

[※]地方法人特別譲与税額は、各都道府県の人口(H22国勢調査(5月、8月期)、H27国勢調査(11月、2月期))及び従業者数(H26経済 センサス基礎調査)で按分

[※]四捨五入により計が一致しないところがある。

4. 参考資料 (5) 地方法人課税に関する検討会

地方法人課税に関する検討会開催状況

- ◆第1回 平成30年 5月23日(水) ○地方財政の現状等
 - 〇自由討議
- ◆第2回 平成30年 7月31日(火) ○有識者プレゼンテーション(樋口美雄氏)
- ◆第3回 平成30年 8月29日(水) ○個別団体ヒアリング 東京都・大阪府・愛知県・長野県・秋田県・高知県
- ◆第4回 平成30年 9月28日(金) ○地方税財政の現状等、経済社会構造の変化等
 - 〇地方譲与税と地方交付税
- ◆第5回 平成30年10月24日(水) ○新たな偏在是正措置に係る対象税目について
 - ○譲与税化と交付税原資化
 - ○地方税財政の現状等
- ◆第6回 平成30年11月 8日(木) ○新たな偏在是正措置に関する基本的考え方
 - ○新たな偏在是正措置の具体的な方策
 - ○新たな偏在是正措置に関するその他の論点
- ◆第7回 平成30年11月14日(水) ○報告書のとりまとめに向けて

※「報告書」は、11/19週中にまとめられる予定

譲与税化と交付税原資化の考え方

検討の視点

- これまでの偏在是正措置において、譲与税化も交付税原資化も、いずれも地方税財源としての性格を明確にしてきているところであるが、地方税の一部を譲与税化したものについては「実質的な地方税源」とされており、より地方税に近い性格の地方財源と考えられること。
- 地方譲与税は、各地方譲与税がそれぞれ客観的な指標に基づいて譲与されるため、財源の再配分の状況が明確であるとともに、収入に対する予見可能性が高いと考えられること。
- 地方交付税は、賦課徴収を担う不交付団体に交付されないが、地方譲与税は、不交付団体にも譲与されること。
- 一方で、地方譲与税は不交付団体にも譲与されるため、一定の偏在是正効果を得る場合に必要となる 地方税の譲与税化の規模が、不交付団体に交付されない交付税原資化の場合と比較して、大きくなること。

考え方

地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置の方策については、譲与税化により 実効性のある偏在是正措置とすることができる場合には、譲与税化を基本として考えることとして はどうか。

一方で、十分な偏在是正効果を得られない場合には、交付税原資化も視野に入れて検討することとしてはどうか。